

業務名(業種コード)		輸出申告変更事項登録(EDA01)																				備考																	
項目	種	項目名	ID	属性	桁	繰上	条件												コード	変更可/不可(○:変更可 ×:変更不可 -:対象外)				入力がない場合の 補充項目 (数字は優先順位)	入力条件/形式														
							輸出申告/特定輸出申告/ 積戻し申告/コンテナ扱い申 出/再輸出申告				特定輸出申告		展示等積戻し申告		コンテナ扱い申出					通常申告の変更	予備申告の変更 (コンテナ扱い申出 兼用含む)	コンテナ扱い申出 の変更	コンテナ扱い申出 適用後の変更事項		備考														
							大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額							EL	RR	OP	固定											
77	*	ベースックプライス 通貨コード	BPC	an		3	C		X		C		X		C		X		X	X	X	X	通貨コード(1:S 0:4 2 1 7・英 字)	○	○	-	○	(1) 価格按分によらずFOB価格により申告価格を算出する場合(無償貨物の場合は、FOB価格の通貨種別を入力) (2) ベースックプライス按分換算に入力がある場合は、入力不可 (3) 展示等積戻し申告の場合は、「JPY」のみ入力可											
78	*	ベースックプライス 倉庫	BPK	n		18		M	X		M		X		M	X	X	X	X	X						○				(1) 価格按分によらずFOB価格により申告価格を算出する場合はFOB価格を入力 (2) 価格按分により申告価格を算出する場合は、入力不可 (3) ベースックプライス通貨コードが「JPY」以外の場合は、小数部を桁まで入力可 (4) ベースックプライス通貨コードが「JPY」の場合は、小数部入力不可									
79	*	他法令コード	BL	an		2 5	C		C		C		C		X	X	C	C				他法令コード								(1) 関税法第70条関係の許可承認等を添付する場合は、入力 (2) 5法令を超える分については、「記事(税関用)」欄に入力。ただし、5法令を超える場合であっても、輸出抹消登録を証明する旨のコードを入力する場合は、本欄に入力 (3) 輸出承認証等欄別に輸出抹消登録を証明する旨の入力がされた場合は、システムで輸出抹消登録を証明する旨のコードを入力 (4) システムで輸出抹消登録を証明する旨のコードと、マニュアルで輸出抹消登録を証明する旨のコードが混在して入力されていないこと									
80	*	輸出貿易管理令別表 コード	ET	an		5	C		C		C		C		X	X	C	C				輸出貿易管理令別 表コード	○	○	○	○													
81	*	外為法第48条コー ド	G48	an		1	C		C		C		C		X	X	C	C																A: 外為法第48条第1項(個別許可) C: 外為法第48条第1項(特定包括許可) F: 外為法第48条第1項(一般包括許可) G: 外為法第48条第1項(特別自由等包括輸出許可)					
82	*	関税減免戻税コード	RE	an		5	C		C		C		C		X	X	X	X				関税減免戻税コー ド	○	○	-	○									関税減免戻税または関税暫定措置法等の規定に基づき減免戻税を受けた場合に、該当する条件をコードで入力				
83	*	内国消費税免税コー ド	TR	an		1	C		C		C		C		X	X	X	X				内国消費税免税 コード	○	○	-	○									内国消費税の免税または還付の適用を受ける場合は、全部該当。一部該当の別を入力 A: 全部該当 P: 一部該当				
84	*	内国消費税免税返納 コード	TS	an		1	M		M		M		M		X	X	X	X																					